平成28年1月18日 こども家庭部保育課 こども家庭部保育計画調整課

新設私立認可保育所の利用定員の設定に係る意見聴取について

1 意見聴取の必要性

教育・保育施設(幼稚園、保育所、認定こども園)が、平成27年4月から始まった子ども・子育て支援新制度のもとで、公費による財政支援の対象となるためには、市町村長による「確認」を受ける必要がある。

市町村長は、子ども・子育て支援法第31条の規定により、施設の利用定員を定めて確認を行うが、この利用定員を定めようとするときは、同法第31条第2項の規定により、子ども・子育て支援に係る審議会の意見聴取を行うこととなっている。

このため、平成28年4月に新設予定の私立認可保育所の利用定員の設定について、 別紙のとおり練馬区子ども・子育て会議において意見聴取を行うものである。

(子ども・子育て支援法) -一部抜粋-

- 第31条 確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者(国を除き、法人に限る。)の申請により、<u>小学校就学前子どもの区分(※1)</u>ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。
- 2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

(※1) 保育所では第2号認定と第3号認定の区分

【参考:認可について】

国、都道府県および市町村以外の者が、保育所等を設置し、または地域型保育事業を行うにあたっては、都道府県知事や市町村長の認可を得る必要がある。

認可の申請があったときは、都道府県知事や市町村長は、設備や職員の体制などについて一定の基準に適合しているかどうかを審査する。

| 施設・事業 | 認可権者 | 根拠法令 |
|---------------|--------|---------|
| 保育所 | 都道府県知事 | 児童福祉法 |
| 認定こども園(幼保連携型) | 都道府県知事 | 認定こども園法 |
| 私立幼稚園 | 都道府県知事 | 学校教育法 |
| 地域型保育事業 | 市町村長 | 児童福祉法 |